

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から46年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私が結婚するまでは、父が私の国民年金保険料を納付していたと思う。昭和42年5月に結婚してからは、夫が納付したはずであると言っており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和42年5月に結婚する前の期間について、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父は41年7月に他界している上、申立人は、加入手続及び保険料の納付については申立人の両親及び兄弟姉妹を含む誰からも聞いたことが無いとしており、具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①のうち結婚した後の期間について、申立人の夫は、昭和46年3月ごろまで住んでいたA市B地区で婦人部の集金人に国民年金保険料を300円渡した記憶があり、勤めに出ている間は申立人が集金人に渡したはずであるとしているが、申立人は、集金に訪れていた人が国民年金保険料の集金人であったかどうかは不明であるとしており、申立内容を裏付ける具体的な供述を得るには至らなかった。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和46年4月ごろにA市C地区に転居した後は申立人の夫が直接金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたとしているところ、A市及び社会保険庁の記録によると46年4月から約15年間は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中

の申立期間3か月のみが未納とされているのは不自然であり、申立内容は基本的に信用できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社。）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社B支店からA社本店へ転勤した。同一企業内での転勤があった場合、厚生年金被保険者資格は途切れることなく継続になるはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している社員名簿の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年4月20日付同社B支店から同社本店に異動発令）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場（現在は、C社B事業所。）における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、A社D工場（現在は、C社D事業所。）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金被保険者記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。昭和37年3月21日にA社（昭和41年4月1日からは合併によりC社）に入社し、平成16年3月31日に退職するまで、転勤はあったものの、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社から提供された人事台帳、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に申立期間に継続して勤務し（昭和40年2月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和39年11月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主

が資格喪失日を昭和 40 年 2 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、C社から提供された人事台帳、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に申立期間に継続して勤務し（昭和 40 年 6 月 1 日に同社D工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 40 年 2 月の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 6 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

国民年金制度発足当時仕事につまずき、国民年金保険料を支払える状況ではなかった。その後、経営状態が良くなった時、特例納付の制度を知り、将来を考えて国民年金加入時にさかのぼって納付したにもかかわらず、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について特例納付をしたと主張しているが、社会保険庁保管の特殊台帳によると、申立人の国民年金保険料は、第3回特例納付実施期間内である昭和54年9月から55年6月までの間に、申立期間を除く36年5月から47年10月までの保険料を、12回に分けて特例納付していることが確認できるが、申立期間は国民年金未加入期間となっていることから、納付書は発行されない期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同姓同名、同生年月日の者が、申立期間と同じ昭和40年4月から41年3月まで厚生年金保険に加入している記録があり、申立人は同期間に、オンライン記録にある事業所に勤務していたことを思い出したとしている。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 58 年 8 月まで

当時、20 歳になれば国民年金に加入しなければならないと思っており、実際に加入していたと思う。大学を卒業し、昭和 58 年 9 月に事業所で厚生年金保険に加入させてもらう時、会社の人から、今後は厚生年金保険に切り替えてあげるからと言ってもらった記憶がある。同事業所に勤めて何年かしたころ、人から聞いた情報で、これからは 20 歳を過ぎたら、大学生でも国民年金に加入しなければならないことを知った時も、「自分は以前から入っていたのにな」と思ったことを覚えており、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時から国民年金に加入していたと主張しているが、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付を行った場所、方法、納付金額等についての記憶が定かでないとしており、記憶をたどるように聴取しても、申立内容を裏付ける具体的な説明が得られなかった。

また、申立人は、20 歳になると国民年金に加入しなければならないものだと思っていたとしているが、一方で、申立人が 20 歳になった昭和 55 年 2 月から大学を卒業する 58 年 3 月までの期間については、加入していたかどうか定かでないとも述べている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 10 月に払い出され、資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることから、払出時点で申立期間は時効により納付できない期間となる上、申立期間は未加入期間となっていることから、制度上、申立人に対し納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、20歳到達前からA市以外に住民票を異動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料を義務で納めることになったという文書と納付書が届き、妻が、妻の保険料と共に、申立期間の保険料をさかのぼって納めながら、現年度保険料も一緒に納めたので、大変な思いをした。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、この時点で厚生年金保険から支給される老齢年金の受給資格期間（240 月）を満たしていることから、申立期間は、61 年 4 月の改正前の国民年金法においては、任意加入対象期間となる。制度上、任意加入者は、加入手続を行った日から国民年金に加入することとなり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 57 年 1 月に国民年金への加入手続を行う必要があるが、申立人は、加入手続をしたかどうかは分からないとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月以降に払い出されており、その時点でさかのぼって加入できるのは、61 年 4 月に国民年金法が改正されたことにより、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給資格期間満了者が強制加入となった 61 年 4 月 1 日からであり、申立人に係る国民年金被保険者資格取得年月日も同日となっている。

さらに、申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立期間は任意加入期間であり、さかのぼって加入できなかった期間であるため、申立期間に係る保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、A市以外に住所を移動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として夫婦二人分を納付し、並行して現年度保険料も夫婦二人分を納付していた時期があったとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人夫婦の昭和 61 年 4 月以降の保険料について、63 年 7 月から平成 2 年 4 月までの間において、夫婦二人分の過年度保険料と現年度保険料を並行して納付していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料を義務で納めることになったという文書と納付書が届き、夫の保険料と共に、申立期間の保険料をさかのぼって納めながら、現年度保険料も一緒に納めたので、大変な思いをした。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 6 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、この時点で厚生年金保険から支給される老齢年金の受給資格期間（240 月）を満たしていることから、申立期間は、61 年 4 月の改正前の国民年金法においては、任意加入対象期間となる。制度上、任意加入者は、加入手続を行った日から国民年金に加入することとなり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 59 年 6 月に国民年金への加入手続を行う必要があるが、申立人は、加入手続をした記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 6 月以降に払い出されており、その時点でさかのぼって加入できるのは、61 年 4 月に国民年金法が改正されたことにより、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給資格期間満了者が強制加入となった 61 年 4 月 1 日からであり、申立人に係る国民年金被保険者資格取得年月日も同日となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立期間は任意加入期間であり、さかのぼって加入できなかった期間であるため、申立期間に係る保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、20歳前の昭和39年11月からA市以外に住所を移動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として夫婦二人分を納付し、並行して現年度保険料も夫婦二人分を納付していた時期があったとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人夫婦の昭和61年4月以降の保険料について、63年7月から平成2年4月までの間において、夫婦二人分の過年度保険料と現年度保険料を並行して納付していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 3 月まで
私は、父と母から、昭和 42 年 6 月 15 日から 56 年 4 月 1 日までの期間について、私の国民年金保険料は納めていたと聞いている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父と母から、国民年金保険料は納めていたと聞いているとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、聞いた時期や納付方法は分からないとしている上、申立人の父と母は既に他界しており、具体的な国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 46 年 4 月に結婚した後については、申立人の父が、申立人と申立人の当時の妻の分も納めたとしているが、申立人の元妻の 44 年 3 月から申立期間を含む 49 年 9 月までの期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、A 社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 8 月 1 日に B 市から夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間を含めた昭和 42 年 6 月から 56 年 4 月まで、C 市に出稼ぎしていたが、申立人自身は、出稼ぎ先で国民年金の加入手続は行わなかったとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 13 日から 41 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 11 月 13 日から A 社に勤務していた。社会保険事務所の回答によると、申立期間当時の A 社は社会保険の適用事業所ではなかったことから、申立期間は厚生年金保険被保険者とはなっていないと回答があった。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元役員及び申立期間当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の申立人の資格取得日は昭和 41 年 8 月 1 日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 13 日から 41 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 11 月 13 日から A 社に勤務していた。社会保険事務所の回答によると、申立期間当時の A 社は社会保険の適用事業所ではなかったことから、申立期間は厚生年金保険被保険者とはなっていないと回答があった。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元役員及び申立期間当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の申立人の資格取得日は昭和 41 年 8 月 1 日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。